

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、佐賀市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成 29 年 8 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（道路 3 次元データ計測）
- 2 作業期間 平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 23 日まで
- 3 作業地域 佐賀市